

2025年10月

## パソコンの小型充電式電池の回収について

2001年4月1日に資源有効利用促進法が施行され、電池メーカー及び電池使用機器メーカーに使用済み小型充電式電池の回収・再資源化が義務付けられました。当社は一般社団法人JBRCの回収・再資源化スキームで小型充電式電池の回収を実施しております。

### 1. 対象製品

旧三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社及び三菱電機株式会社のパーソナルコンピュータに附属している以下の小型充電式電池。

- ニカド電池 (Ni-Cd)
- ニッケル水素電池 (Ni-MH)
- リチウムイオン電池 (Li-ion)

### 2. 回収方法

使用済み小型充電式電池は、外観異常(破損、変形等)ないことを確認した後に、ショートの恐れがありますので+極、-極の金属端子部を絶縁テープで絶縁してください。

#### ◆ 個人のお客様

協力店・協力自治体に使用済み小型充電式電池をお持ちください。

- 「協力店・協力自治体」検索(一般社団法人JBRCのWEBサイトへジャンプします)  
[https://www.jbrc.com/general/recycle\\_kensaku/](https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/)

#### ◆ 法人のお客様

法人のお客様で使用済み小型充電式電池の回収を希望される場合は、一般社団法人JBRCの「新規排出者」として登録いただくことで、JBRCの直接回収のサービスを受けることができます。

- 「新規排出者」登録 (一般社団法人JBRCのWEBサイトへジャンプします)  
[https://www.jbrc.com/recovery\\_base/kaisyukyoten\\_touroku/](https://www.jbrc.com/recovery_base/kaisyukyoten_touroku/)

### お問い合わせ先

三菱電機デジタルイノベーション 総合お問い合わせ  
<https://medigital.satori.site/contact/website/>